

参 考 資 料

【直近の成田国際空港かつLCCの例】

Peach・Aviation株式会社からの混雑空港（成田国際空港）運航許可申請事案に関する答申
（平成25年10月3日） . . . 1

【国内線LCC新規事業者の例】

【3路線で別表を使用した例】

エアアジア・ジャパン株式会社からの混雑空港（成田国際空港）
運航許可申請事案に関する答申
（平成24年3月6日） . . . 4

【新規路線と既に他社が就航している路線の双方を含む例】

スカイマーク株式会社からの混雑空港（成田国際空港）運航許可
申請事案に関する答申
（平成23年10月13日） . . . 8

国 運 審 第 9 号
平成 2 5 年 1 0 月 3 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

P e a c h ・ A v i a t i o n 株式会社からの
混雑空港運航許可申請について

平 2 5 第 9 0 0 1 号

平成 2 5 年 9 月 1 2 日付け国空事第 2 5 4 9 号をもって諮問された上記の
事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

P e a c h ・ A v i a t i o n株式会社の申請に係る成田国際空港を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、成田（成田国際空港）～関西（関西国際空港）間において国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、当該路線において平成25年10月27日からエアバス式A320-214型機を使用し、1日2又は3往復の運航を行おうとするものである。

2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 成田国際空港においては、発着規制として、1週間の発着回数を最大5, 192回にするとともに、30分間の発着回数について6時台から20時台までの間は出発を5回～24回、到着を8回～23回、合計を28回～32回と、また、21時台及び22時台は、A滑走路発着を8回～16回、B'滑走路発着を8回～16回とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める成田国際空港での発着は、他の航空運送事業者を含む時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、成田国際空港における航空機整備等の所要時間及び関西国際空港の航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと

認められる。

(2) 当該路線では、現在、ジェットスター・ジャパン株式会社が1日3往復の運航を行っている。

申請者による当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、低価格な運賃により、一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等を勘案すると、本件申請は成田国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。

国運審第36号の2
平成24年3月6日

国土交通大臣 前田 武志 殿

運輸審議会会長 大屋 則之

答 申 書

エアアジア・ジャパン株式会社からの混雑空港運航許可申請について

平24第9002号

平成24年2月14日付け国空事第3347号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

エアアジア・ジャパン株式会社の申請に係る成田国際空港を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、別表に掲げる運航計画に基づき国内定期航空運送事業を営営するため、本件申請を行ったものである。

2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 成田国際空港においては、発着規制として、1週間の発着回数を最大4, 806回にするとともに、30分間の発着回数について6時台から20時台までの間は出発を5回～23回、到着を4回～23回、合計を26回～29回と、また、21時台及び22時台は、A滑走路発着を8回～16回、B'滑走路発着を9回～13回とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める成田国際空港での発着は、他の航空運送事業者を含む同空港の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、成田国際空港における航空機整備等の所要時間及び相対応する各空港の保安業務提供時間（環境対策の観点から発着規制をしている空港にあっては利用可能時間）からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

(2) 現在、成田～札幌間の路線では、株式会社日本航空インターナショナルが1日3往復、全日本空輸株式会社が1日2往復及びスカイマーク株式会社が1日2往復の運航を、成田～福岡間の路線では、株式会社日本

航空インターナショナルが1日3往復、全日本空輸株式会社が1日3往復及びスカイマーク株式会社が1日2往復の運航を、成田～那覇間の路線では、スカイマーク株式会社が1日2往復、株式会社日本航空インターナショナルが1日1往復及び全日本空輸株式会社が1日1往復の運航を、それぞれ行っている。

申請者によるこれらの路線の運航は、低価格な運賃により成田国際空港を拠点とする国内線ネットワークの開設を図ろうとするものであり、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、より一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等を勘案すると、本件申請は成田国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

- 3．以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。

別 表

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
成田（成田国際空港）～ 札幌（新千歳空港）	1日3往復	平成24年8月1日	エアバス式A320-200型
成田（成田国際空港）～ 福岡（福岡空港）	1日2往復	平成24年8月1日	エアバス式A320-200型
成田（成田国際空港）～ 那覇（那覇空港）	1日1往復	平成24年8月1日	エアバス式A320-200型

国 運 審 第 1 6 号
平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日

国土交通大臣 前田 武志 殿

運輸審議会会長 大屋 則之

答 申 書

スカイマーク株式会社からの混雑空港運航許可申請について

平 2 3 第 9 0 0 4 号

平成 2 3 年 9 月 2 0 日付け国空事第 1 0 1 8 号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

スカイマーク株式会社の申請に係る成田国際空港を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、別表に掲げる運航計画に基づき国内定期航空運送事業を営むため、本件申請を行ったものである。
2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 成田国際空港においては、発着規制として、1週間の発着回数を最大4,518回（うち国内定期便606回）にするとともに、30分間の発着回数について6時台から19時台までの間は出発を5回～23回、到着を4回～23回、合計を26回～29回と、また、21時台及び22時台は、A滑走路発着を8回～16回、B'滑走路発着を9回～13回とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める成田国際空港での発着は、他の本邦航空運送事業者を含む同空港の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、成田国際空港における航空機整備等の所要時間及び相対応する各空港の航空保安業務提供時間（環境対策の観点から発着規制をしている空港にあつては利用可能時間）等からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

(2) 申請者が運航を行おうとする路線のうち、成田～旭川間の路線は、現在、他の本邦航空運送事業者の運航が行われておらず、申請者による当該路線の運航は、輸送網を拡充し多様な輸送網を形成するとともに、利

利用者利便の一層の向上に寄与するものである。

また、申請者が運航を行おうとする他の路線については、現在、成田～札幌間の路線では株式会社日本航空インターナショナルが1日3往復及び全日本空輸株式会社が1日2往復の運航を、成田～福岡間の路線では株式会社日本航空インターナショナルが1日3往復及び全日本空輸株式会社が1日3往復の運航を、成田～那覇間の路線では株式会社日本航空インターナショナルが1日1往復及び全日本空輸株式会社が1日1往復の運航を、それぞれ行っている。申請者によるこれらの路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、より一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものである。

これらのこと等を勘案すると、本件申請は成田国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。

別 表

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
成田（成田国際空港）～ 旭川（旭川空港）	1日2往復 （注1）	平成23年10月30日	ボーイング式737-800型
成田（成田国際空港）～ 札幌（新千歳空港）	1日1往復 （注2）	平成23年10月30日	ボーイング式737-800型
成田（成田国際空港）～ 福岡（福岡空港）	1日2往復	平成24年2月1日	ボーイング式737-800型
成田（成田国際空港）～ 那覇（那覇空港）	1日2往復	平成23年12月8日	ボーイング式737-800型

（注1）平成23年12月8日以降、1日3往復

（注2）平成24年2月1日以降、1日2往復